

仕様書

(高知市在宅高齢者配食サービス事業)

- 1 事業実施に当たっては、「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて（平成8年5月13日老振第46号厚生省老人保健福祉局長通知）」及び「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン（平成29年3月30日健発0330第6号厚生労働省健康局長通知）」に従うこと。
- 2 食事は、原則としてサービス利用者（以下「利用者」という。）に手渡しにて配達すること。
- 3 食事は、弁当形式で、配食時にそのまま喫食できるものであること。
- 4 提供する食事は、利用者の希望する曜日の昼食及び夕食とする。
- 5 食事は、昼食にあっては午前10時から正午までの間、夕食にあっては午後4時から午後6時までの間に利用者宅に届けるものとする。ただし、利用者及び担当ケアマネジャーからの申し出又は配食事業者が事前に利用者及び担当ケアマネジャーの承諾を得た場合は、この限りでない。
- 6 配達区域は、原則として昼食・夕食共、上記5に示す時間帯に配達可能な区域とする。
- 7 直接手渡しできない場合は、利用者及び担当ケアマネジャーと事前に決定した方法で対応することとし、その際は、食品衛生上望ましい方策を講じること。なお、この場合は安否確認の方法も予め決めておくこと。
- 8 利用者へのサービス提供開始前に、必ず緊急連絡先、不在時の対応等を確認及び記録し、本市からの問い合わせに対してスムーズに対応できるようにすること。
- 9 食事の献立は、管理栄養士又は栄養士が作成することとし、高齢者好みに配慮するとともに、十分な栄養・カロリーが確保できるよう工夫すること。
- 10 献立表と1食ごとのカロリー計算は、月単位で作成し、事前に利用者に配布すること。
- 11 利用者個々の状態により普通食、きざみ食、軟食、透析食、ムース食等可能な限り対応すること。普通食以外に対応する場合は、事前に利用者及び担当ケアマネジャーと調整しておくこと。
- 12 季節の行事等で特別食を実施する場合は、事前に負担額を含め利用者と調整しておくこと。また、特別食と普通食の選択ができるように配慮すること。
- 13 利用者負担額については、直接利用者から徴収すること。
- 14 使い捨て容器を使用する場合で、利用者が希望する場合は容器を回収すること。

- 15 配達員は、利用者に不快感を与えないよう、服装、態度、言動等に十分配慮すること。
- 16 配達の際は、必ず利用者の安否を確認するものとし、健康状態に異常があった場合は、状況に応じて関係機関へ連絡するものとする。
- 17 配達時対応マニュアルを作成し、配達員を含むすべての現場スタッフに対して、緊急時の対応等について適切に対処できるよう周知・徹底すること。
- 18 配達時における緊急対応については、所定の緊急対応報告書にて本市に報告すること。
- 19 調理担当者及び配達員は、健康状態及び食品の衛生管理に十分留意し、食中毒が発生しないよう対策すること。
- 20 配食が困難となった場合は、速やかに代替手段により配食を行うこと。
- 21 この事業に関する配食数を、この事業以外と明確に区分できるようにしておくこと。
- 22 対象とする弁当の名称、参考写真、元の金額、利用者負担額を一覧にしたリストを本市に提出すること。なお、リストの内容を変更する際は、遅くとも1か月前までに利用者に周知するとともに、本市にも報告すること。
- 23 各月の実績報告については、原則として本市が指定する様式の実績報告書及び配食実績表を用いて、データにて提出すること。

【個人情報の取扱いについて】

事業の履行に当たっては、事業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び隨時に点検を実施し、本市に報告すること。

また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、事業者は、その検査に先立ち本市が指示する期限までに高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

※ 事業者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

※ その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。